

熊本県中小企業融資制度要項

平成21年3月31日

告示第304号

(目的)

第1条 この要項は、県内中小企業者の金融の円滑化を図り、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第3条 この要項に基づき融資する資金（以下「本資金」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 熊本県産業活性化資金
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金
- (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金
- (4) 熊本県創業者支援資金
- (5) 熊本県経営革新等支援資金
- (6) 熊本県新事業展開支援資金
- (7) 熊本県中小企業短期資金
- (8) 熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金
- (9) 熊本県事業承継者おうえん資金
- (10) 熊本県資金繰り安定借換資金
- (11) 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金

2 前項各号の融資対象者、資金使途、融資限度額、取扱金融機関、融資条件等は、別に定める。

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
- (2) 県内で事業を営んでいること。
- (3) 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合
 - イ 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金、熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合
 - ウ 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合
 - エ 借入目的と同一事業を3月以上営んでいる者が令和2年新型コロナウイルス感染症に係る熊本県金融円滑化特別資金及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金で融資を受ける場合
- (4) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
- (6) 納期が到来した県税について滞納がないこと。

但し、熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金で融資を受ける場合にはこの限りでない。

(信用保証)

第5条 本資金のうち第3条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号までに規定する資金は保証協会の信用保証（以下「保証」という。）に付するものとし、同項第7号に規定する資金は取扱金融

機関が必要と認める場合に限り、信用保証を付するものとする。

(融資申込)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、別に定める申込書及び提出書類(以下「申込書等」という。)を事業所所在地の商工会議所、商工会若しくは中小企業団体中央会(以下「商工団体」という。)又は取扱金融機関に提出するものとする。

(融資のあっせん)

第7条 前条の申込書等を受理した商工団体は、速やかに調査を行い、調査の結果、融資を行うことが適当と認めるときは、別に定める商工団体意見書(以下「意見書」という。)を作成し、申込者に交付又は取扱金融機関に直接送付するものとする。

(取扱金融機関の審査)

第8条 第6条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に保証協会の求める書類を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資の実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(重複貸付の特認)

第11条 本資金の融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和34年熊本県規則第14号。以下「歳計現金余裕金貸付規則」という。)第8条ただし書きの規定により知事が必要と認めたとして、本資金の融資を重複して受けることができるものとする。

(借換え)

第12条 熊本県金融円滑化特別資金、熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金、熊本県資金繰り安定借換資金及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金については、熊本県中小企業融資制度実施要領で別に定める資金の債務返済を目的として融資を受けることができる。

(貸付原資)

第13条 県は、本資金を運用するために、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内で歳計現金余裕金貸付規則に基づき取扱金融機関に貸付け(以下「預託」という。)を行う。

2 前項による預託を受けた取扱金融機関は、貸付を受けた資金に別に定める自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項で定めるところにより融資を行うものとする。

(損失補償)

第14条 県は、この制度の実施のため、損失補償を行うことが必要と認める資金については、保証協会との間に損失補償契約を締結する。

(虚偽の申込みによる期限の利益の喪失)

第15条 取扱金融機関及び保証協会は、この要項に基づく融資について制度の利用者に関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要項に違反する事項があると認めるときは、当該利用者に対して期限の利益を喪失させて融資の返還を求めることができる。この場合において、融資の返還については、個々の事情に応じた措置を講じるものとする。

(歩積、両建等の禁止)

第16条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

(融資状況の報告)

第17条 保証協会及び取扱金融機関は、毎月、別に定める融資状況報告書を県に提出しなければならない。

(協議、調査等)

第18条 県は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、取扱金融機関、保証協会及び商工団体と適宜協議するとともに、必要と認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
(熊本県産業活性化資金融資制度要項等の廃止)
- 2 下表に掲げる融資制度要項は、廃止する。
 - (1) 熊本県産業活性化資金融資制度要項(平成17年熊本県告示第512号)
 - (2) 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成13年熊本県告示第326号)
 - (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項(平成19年熊本県告示第786号)
 - (4) 熊本県創業者支援資金融資制度要項(平成8年熊本県告示第384号)
 - (5) 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項(平成16年熊本県告示第293号)
 - (6) 熊本県経営サポート資金融資制度要項(平成19年熊本県告示第319号)
 - (7) 熊本県中小企業短期資金融資制度要項(昭和49年熊本県告示第499号の2)(経過措置)
- 3 この要項の施行日前に、前項の要項による改正前の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の前日に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の前日に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年5月7日から施行する。